

## [事案 2025-24] 入院給付金支払請求

・令和7年9月3日 裁定打切り

### <事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年7月から同年9月まで、変形性腰椎症・第4腰椎圧迫症・腰部脊柱管狭窄症により入院したため、令和5年3月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)腰の痛みがひどくなり、歩くことがままならない状態になってきたので、家族の助けを借りて病院に行った。
- (2)本入院について、法的に違反があるわけでもなく、医師の医療過誤があったわけでもない。
- (3)入院治療は、患者の身体の状態を見て医師が判断することであり、自分はその状態のまま自宅にいたら、通院もできず車イスでの生活になるところであった。
- (4)入院治療により歩けるようになり退院できた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)主治医がカルテ開示に応じず、医的資料を取得できなかった。
- (2)調査会社による主治医との面談、申立人からの回答書をもって外部の医師に意見を求めたところ、治療内容が鎮痛、理学療法が中心で入院を必要とするものではないと考えられること、入院および退院が本人の希望によるものであること、ADLは自立していたこと等から、入院の必要性はないとの回答を得た。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)本入院が、約款上の「入院」に該当するか否かを判断するには、現段階で双方が提出した証拠資料では不十分であり、少なくとも本入院に関連する医療記録の取得および検討が必要となる。
- (2)しかし、本件では、本入院当時の主治医が医療記録の任意提出を拒否しており、同記録の取得が叶わない状況である。
- (3)このような場合に医療記録を取得しようとするれば、裁判所による文書提出命令等の手続を行うことが考えられるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、訴訟とは違ってそのような証拠収集の手続を持たないため、本件で問題となっている事実認定は著しく困難であると言わざるを得ない。

